

◆ 古河市内に店舗のある事業者の皆様

令和6年4月から合理的配慮が義務化されました

○障害のある人の利用に配慮する目的で、物品を購入する、または改修工事を施工する経費に対し、助成金を支給いたします。

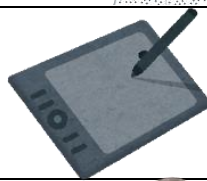
合理的配慮ってなに？

○障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

助成対象者

○古河市内に事業所を置き、飲食・物販・医療その他の不特定多数の利用が見込まれる事業を行う事業者

助成の対象になるもの(一例)

助成の対象	助成金額	助成限度額
■コミュニケーションツールの作成・購入 点字メニュー コミュニケーションボード 	作成等に要する経費	1万円
■物品の購入 筆談ボード 折り畳み式スロープ 	購入に要する経費	5万円
■改修工事の施工 手すりの設置 スロープの設置 	施工に要する経費	10万円

※令和7年度限りで助成金の支給は終了となります

申請の流れ



問合せ先

古河市役所 福祉部 障がい福祉課 障がい対策係

電話:0280-92-4919 FAX:0280-92-5594



▲詳しくはこちら